

クラウドサービス基本契約書

業務名 デジタル庁におけるガバメントクラウド整備のためのクラウドサービスの提供ー令和8年度募集ー

契約単価 別紙のとおり（税別）
なお、支払請求書には消費税及び地方消費税相当額を加算する。

上記のガバメントクラウド対象クラウドサービスの提供に関する業務につき、

支出負担行為担当官 デジタル庁会計担当参事官〇〇〇〇を甲とし、

_____を乙として

後述の条項により契約を締結する。

本契約を証するため、この証書2通を作成し、双方記名押印の上各1通を保管する。

令和8年4月 日

甲 デジタル庁

東京都千代田区紀尾井町1-3 東京ガーデンテラス紀尾井町
支出負担行為担当官
デジタル庁会計担当参事官 〇 〇 〇 〇

乙

住 所
代表者氏名

第1章 総則

(契約の目的)

第1条 本契約は、本契約書のほか、本契約書に附属する仕様書、仕様書に添付された文書及び提案書並びにその他の書類で明記したすべての内容（以下「仕様書等」という。）に基づき乙が甲に対しクラウドサービス（以下「本件業務」という。）の提供を行うにあたり、その基本的条件を定めるものである。

(個別契約の締結)

第2条 乙が、本件業務を提供するに当たっての契約期間、代金、その他の詳細な条件は、本契約に準拠し締結される個別の契約（個別の契約に添付される仕様書等を含む。以下、総称して「個別契約」という。）において定められるものとする。

- 2 個別契約の締結は、法令に定める方法によって行うものとし、乙はそれに従うものとする。
- 3 本契約の定めは、個別契約において特段の定めがない場合に適用されるものであり、本契約と個別契約が矛盾する場合、個別契約が優先する。
- 4 本契約、仕様書等及び個別契約に基づき甲乙間で合意される契約は、別途の合意又は性質上明らかに矛盾する場合を除き、準委任契約又はそれに類似する契約と評価し、準委任契約に関する法令が準用されるものとする。

(クラウドサービス提供事業者の約款等)

第3条 乙が提供するクラウドサービスの利用者に対し定める約款、特約条項その他一切の規程（以下「約款等」という。）は、本契約と矛盾する場合、本契約が優先する。

- 2 乙が、本契約の締結にあたり、本契約と約款等の相違する条項を示し、甲がその相違する条項を書面により承諾した場合、承諾された条項に限り、本契約に優先する。

(契約保証金)

第4条 甲は、本契約及び個別契約に係る乙が納付すべき契約保証金の納付は、別途の定めのない限り、全額免除する。

(代金)

第5条 甲は、乙に対し、仕様書等及び個別契約に従い、別紙記載の方法により算定される本件業務に対する対価に消費税額及び地方消費税額（消費税法（昭和63年法律第108号）第28条第1項及び第29条並びに地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、算出した額）を加算した額（以下「代金」という。）を支払うものとする。なお、本契約に基づき支払う代金の合計金額を「契約金額」という。

(再委託)

第6条 乙は、本件業務を第三者に再委託（クラウドサービスの提供の全部又は一部を第三者に委託することをいい、請負その他委託の形式を問わない。以下同じ。）してはならない。ただし、甲が事前に書面により同意した場合はこの限りではない。

- 2 乙は、本件業務を第三者に再委託する場合、第三者に本契約と同等の義務を負わせるものとし、また、第三者の行為は乙の行為とみなす。

(仕様書等の疑義)

第7条 仕様書等と本契約において同一の事項について別の定めがある場合であっても双方が効力を有するものとする。ただし、明らかな矛盾がある場合、仕様書等が優先されるものとする。

2 乙は、仕様書等に疑義がある場合は、速やかに甲の説明を求めるものとする。

3 乙は、前項の説明に従ったことを理由として、本契約に定める義務の履行の責めを免れない。ただし、乙がその説明の不適切なことを知って、速やかに甲に異議を申し立てたにもかかわらず、甲が当該説明によることを求めたときは、この限りでない。

第2章 契約の履行

(監督)

第8条 甲は、本件業務の提供を受けるため、必要がある場合は、監督職員を定め、本件業務が適正に提供されているか等について、必要な措置について、説明を求めることができる。

2 乙は、監督職員の職務の遂行につき、相当の範囲内で協力するものとする。

3 監督職員は、職務の遂行に当たり、乙が行う業務を不当に妨げないものとする。

4 監督を受けるのに必要な費用は、代金に含まれるものとする。

(実績レポートの提出)

第9条 乙は、毎月、前月分の利用量及び利用料金の確定後、遅滞なく前月分の利用実績を甲に提出するものとする（以下「実績レポート」という。）。)

2 実績レポートの内容及び提出時期は、個別契約において変更できるものとする。

(検査)

第10条 甲又は甲が検査を行う者として定めた職員（以下「検査職員」という。）は、前条の規定により提出された実績レポートを受領した日から起算して10日以内に、甲の定めるところにより検査を行い、実績レポートが適正であるかを判定するものとする。

2 甲は、前項の規定により適正であるかを判定した場合は、速やかに乙に対し、その結果を通知するものとする。

なお、前条の規定により提出された日から起算して14日以内に通知をしないときは、実績レポートが適正であった旨通知したものとみなす。

3 乙は、検査職員の職務の遂行につき、相当の範囲内で協力するものとする。

4 検査を受けるのに必要な費用は、代金に含まれるものとする。

5 甲は、前各項に定める検査に関する事務を第三者に委託することができる。この場合、甲は、適宜の方法により乙にその旨通知するものとする。なお、第三者への委託の費用は、甲の負担とする。

(定価変動及び追加サービスの対応)

第11条 乙は、個別契約の契約期間内に本件業務のサービス一覧に記載された定価（単価）に変動があった場合は、本契約の締結時と同等の割引率で提供するものとする。また、本件業務のサービス一覧に新たに追加サービスとなった場合も、当該サービスの定価（単価）について、本契約の締結時と同等の割引率で提供するものとする。

(クラウドサービス利用者の範囲)

第12条 甲は、乙が甲に対して提供した本件業務を以下の利用者に利用させることができる。なお、(2) から (6) を総称して「国以外の機関」という。

- (1) 国の行政機関
- (2) 地方公共団体又はその機関
- (3) 独立行政法人
- (4) 地方独立行政法人
- (5) 特別の法律により設立された法人
- (6) 公共 SaaS 提供事業者等

(利用権付与契約)

第13条 甲は、契約担当官として、国以外の機関との間で、国以外の機関が本件業務を利用するための利用権付与契約を締結することができる。なお、当該利用権付与契約には、第15条(代金(利用料金)の請求及び支払)並びに本条第3項及び第4項に関する条項を明記するものとする。

- 2 甲は、本契約に基づき、乙が甲に対して提供した本件業務のうち、国の行政機関が利用する本件業務の対価としての代金(利用料金)を負担するものとする。
- 3 甲及び乙は、乙が甲に対して提供する本件業務のうち、甲及び国以外の機関間で締結された利用権付与契約に基づき国以外の機関が利用する本件業務の対価としての代金(利用料金)を、本件業務を利用する当該国以外の機関に負担させることを確認する。
- 4 国以外の機関による本件業務の利用に関して、甲は、契約担当官として、必要な連絡調整を乙及び国以外の機関と行うこととする。

(免責的債務引受)

第14条 甲は、甲が乙に対して負う代金(利用料金)支払債務のうち、国以外の機関が利用する本件業務の対価としての代金(利用料金)に係る代金(利用料金)支払債務を、国以外の機関に免責的に引き受けさせ履行させることができる。

- 2 乙は、前項の規定に基づき、甲が国以外の機関との間で、国以外の機関に代金(利用料金)支払債務を引き受けさせる契約をした場合、国以外の機関に対して国以外の機関による免責的債務引受を承諾し、甲に対して当該債務の全てを免責するものとする。
- 3 乙は、前項の承諾を国以外の機関に対して書面によって行うものとする。

(代金(利用料金)の請求及び支払)

第15条 乙は、毎月の本件業務が完了した場合において、甲に対して提供した本件業務のうち、国の行政機関が利用した本件業務の対価としての代金(利用料金)について、第10条第1項による甲の行う検査で適正と判定されたときは、当該代金と国以外の機関が利用した本件業務の対価としての代金(利用料金)を含めて支払請求書(A)を甲に発行するものとする。

- 2 甲は、前項の支払請求書(A)を受領した後、国の行政機関が利用した本件業務の対価としての代金(利用料金)を除く、国以外の機関が利用した本件業務の対価としての代金(利用料金)を記載した支払請求書(B)を作成し、契約担当官として国以外の機関に送付するものとする。
- 3 甲は、国以外の機関から、支払請求書(B)に記載された代金(利用料金)を、会計法(昭和22年法律第35号)第33条及び情報通信技術を活用した行政の推進等に関する

法律（平成14年法律第151号）第19条第1項に基づきデジタル庁が保管する公有又は私有の現金（以下「保管金」という。）として受領するものとする。

- 4 甲は、支払請求書(A)を受領したときは、受領した日から起算して30日（以下「約定期間」という。）以内に乙に対して、国の行政機関が利用した本件業務の対価としての代金（利用料金）を支払うものとする。また、甲が支払請求書(A)を受領した後、約定期間以内に、前項の保管金を甲が受領した上、デジタル庁の歳入歳出外現金出納官吏が乙に対して、国以外の機関が利用した本件業務の対価としての代金（利用料金）を支払うものとする。ただし、約定期間に支払うことが困難な場合は、甲及び乙の合意により約定期間に1.5を乗じた日数(45日)以内の日を上限とする特別の期間を定め、甲は、その特別の期間以内に支払うことができるものとする。なお、甲による検査が完了する前に支払請求書(A)が発行され、甲が実績レポートと支払請求書(A)とを突合する方法により第10条第1項の検査を行う場合、その突合を完了し、実績レポートが適正であることを乙に対し通知した時点で、支払請求書(A)が受領されたものとする。甲は、この突合する方法により行う検査を、第10条第1項に定めるとおり、実績レポートを受領した日から起算して10日以内に行うものとする。
- 5 国以外の機関が、甲に対して、甲と国以外の機関との間で締結した利用権付与契約に定めた支払期限までに、支払請求書(B)に記載された代金（利用料金）を支払わず、その結果、甲が、乙に対して、約定期間又は前項ただし書きの特別の期間を定めた場合にはその特別の期間内に当該国以外の機関が利用した本件業務の対価としての代金（利用料金）を支払うことができなかつた場合、甲は当該国以外の機関に対して連絡調整（支払の督促等を含む）を行うものとする。なお、甲が連絡調整を行った後、相当の期間内に、当該国以外の機関が甲に対して、支払請求書(B)に記載された代金（利用料金）を支払わなかつた場合、乙は甲に対して、支払期限までに代金（利用料金）を支払わなかつた当該国以外の機関との利用権付与契約を解除するよう要請することができる。
- 6 前項による利用権付与契約の解除を要請された場合、甲が、当該国以外の機関が利用権付与契約に定めた支払期限までに本件業務の対価としての代金（利用料金）を支払わなかつたことに正当な理由がないと認めるとき、甲は、当該国以外の機関との利用権付与契約を解除するものとする。
- 7 甲は、支払請求書(A)に基づき請求された代金（利用料金）を、乙に対して事前に連絡をしたうえで、約定期間又は第4項ただし書きの特別の期間を定めた場合にはその特別の期間内において複数回に分割して支払うことができる。

（支払遅延利息）

第16条 甲は、国の行政機関が利用した本件業務の対価としての代金（利用料金）支払債務について、約定期間又は特別の期間内にその代金を乙に支払わなかつた場合は、約定期間又は特別の期間満了の日の翌日から支払いをする日までの日数に応じ、未支払金額に対し、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示に基づき財務大臣が決定する率（以下「支払遅延利率」という。）を乗じて計算した金額を、遅延利息として乙の請求を受けた上で乙に支払うものとする。ただし、約定期間又は特別の期間に支払いをしないことが天災地変等やむ得ない事由による場合は、当該理由の継続する期間は、約定期間又は特別の期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。なお、乙は支払遅延利率を下回らない範囲内で乙が別に定める支払いの利率とすることができる。

- 2 国以外の機関が利用した本件業務の対価としての代金（利用料金）支払債務について、約定期間又は特別の期間内にその代金が乙に支払われなかった場合は、当該国以外の機関が、約定期間又は特別の期間満了の日の翌日から支払いをする日までの日数に応じ、未支払金額に対し、支払遅延利率を乗じて計算した金額を、遅延利息として負担するものとする。ただし、約定期間又は特別の期間に支払いをしないことが天災地変等やむを得ない事由による場合は、当該理由の継続する期間は、約定期間又は特別の期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。
- 3 乙の国以外の機関に対する遅延利息の請求、甲の国以外の機関への請求書の送付及び甲の国以外の機関からの遅延利息の受領にあたっては、第15条第1項から第3項までの規定を準用し、デジタル庁の歳入歳出外現金出納官吏が乙に対して、国以外の機関の遅延利息を支払うものとする。
- 4 甲が第10条第1項に定める期間内に実績レポートが適正であるかを判定しない場合は、その期間を経過した日から実績レポートが適正であるかの判定をした日までの日数は、約定期間又は特別の期間の日数から差し引くものとし、また、当該遅延期間が約定期間又は特別の期間の日数を超える場合は、約定期間又は特別の期間は満了したものとみなし、甲及び国以外の機関は、その超える日数に応じ、前項を準用し、第1項及び第2項に定める利率をもって計算した金額を乙に対して支払うものとする。
- 5 国以外の機関が利用した本件業務の対価としての代金（利用料金）支払債務について、第15条第3項及び第4項に定める国以外の機関の利用に係る代金（利用料金）の事務が甲の責めに帰すべき事由により遅延して約定期間又は特別の期間内にその代金（利用料金）が乙に支払われなかった場合においては、甲は約定期間又は特別の期間満了の日の翌日から支払いをする日までの日数に応じ、未払金額に対し、支払遅延利率を乗じて計算した金額と同等の金額を損害金として乙の請求を受けた上で乙に支払うこととする。ただし、約定期間又は特別の期間に支払いをしないことが天災地変等やむを得ない事由による場合は、当該理由の継続する期間は、約定期間又は特別の期間に算入せず、又は損害金を支払う日数に計算しないものとする。
- 6 前項本文に定める場合、第2項に基づく遅延利息について、国以外の機関は支払うことを要しないものとする。
- 7 第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により計算した遅延利息又は損害金の額が100円未満である場合は、遅延利息又は損害金を支払うことを要しないものとする。
- 8 甲又は国以外の機関から本件業務の対価としての代金（利用料金）として金銭が乙に対し支払われた場合、元本に優先的に充当するものとする。
- 9 本件業務の対価としての代金（利用料金）支払債務の遅滞が発生した場合、甲及び乙は、直ちにその原因及び遅延利息又は損害金の支払期限を協議するものとする。また、国以外の機関に関する代金（利用料金）支払債務に関するものの場合、甲は、当該国以外の機関も協議に参加させるものとする。

第3章 契約の変更等

（契約の変更）

- 第17条 甲は、必要がある場合は、仕様書等又は個別契約の内容その他乙の義務に関し、変更するため、乙と協議することができる。
- 2 前項の規定により協議が行われる場合は、乙は、見積書等甲が必要とする書類を作成し、速やかに甲に提出するものとする。

(事情の変更による本件業務の協議等)

第 18 条 甲及び乙は、本契約の締結後、天災地変、疾病の流行、法令の制定又は改廃、通信の品質その他著しい事情の変更により、本契約又は個別契約に定めるところが不当となったと認められる場合は、本契約又は個別契約の内容を変更するため、協議することができる。

2 前条第 2 項の規定は、前項により契約単価の変更に関して、協議を行う場合に準用する。

3 乙は、第 1 項の事情の変更が生じた場合においても、国の行政機関及び国以外の機関が既に利用している本件業務を継続利用できるよう最善を尽くすものとする。

(契約の解除等)

第 19 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、催告を要さず直ちに本契約又は個別契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 乙が、本件業務について、開始期限までに本件業務を行わないとき又は開始期限までに本件業務を行う見込みがないと甲が認めたとき。

(2) 乙が正当な事由なく解約を申し出たとき。

(3) 本契約又は個別契約の履行に関し、乙又はこれらの役員若しくは従業員に不正の行為があったとき。

(4) 前各号に定めるもののほか、乙が本契約又は個別契約の規定に違反したとき。

(違約金)

第 20 条 乙は、前条の規定により、本契約又は個別契約の全部又は一部を甲により解除された場合は、違約金として解除部分に対する価格の 100 分の 10 に相当する金額を甲に対して支払うものとする。ただし、その金額が 100 円未満であるときは、この限りではない。

2 前項の規定は、甲に生じた損害の額が、違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき、賠償を請求することを妨げないものとする。

(乙の解除権)

第 21 条 乙は、甲がその責めに帰すべき事由により、契約上の義務に違反した場合においては、相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、本契約又は個別契約の全部又は一部を解除することができる。

2 前項の規定は、乙が乙に生じた実際の損害につき、賠償を請求することを妨げない。

(知的財産権の帰属)

第 22 条 本契約及び個別契約の履行に関連し発生した著作物、発明、ノウハウ、アイデア等に関する著作権、特許権その他の無体財産権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む。以下「知的財産権」という。）は、追加の対価の支払いなく、その発生と同時に甲に移転する。ただし、乙が第三者に対し汎用するために保有し、甲に限らないクラウドサービスの利用者に対し利用させ、又は提供している知的財産権は乙に留保されるものとし、この場合、本契約又は個別契約の目的の範囲内で甲又は甲がその利用を承諾した者が利用することを許諾する。

2 乙は、前項に基づき甲に権利が移転した著作物を甲又は甲がその利用を承諾した者が利用することに関して著作者人格権を行使しないことに同意する。また、乙は、当該著

作物の著作者が乙以外の者であるときは、当該著作者が著作者人格権を行使しないように必要な措置をとるものとする。

- 3 乙は、本契約及び仕様書等の約定を遵守するため、必要な範囲で職務発明や著作権に関する管理規程その他の社内規程を整備する。

第4章 秘密保持義務及び遵守事項等

(秘密保持義務)

第23条 乙は、甲が秘密であることを示して乙に開示する、又は乙が本契約の履行に際し知得する甲の技術上、営業上又は業務上の一切の情報（以下「秘密情報」という。）については、適切に管理し、秘密を保持する義務を負うものとする。ただし、次の各号いずれかに該当する情報については、この限りでない。

- (1) 開示を受け又は知得した際、既に乙が保有していたことを証明できる情報
- (2) 開示を受け又は知得した際、既に公知となっている情報
- (3) 開示を受け又は知得した後、乙の責によらずに公知となった情報
- (4) 開示を受けた、又は知得した後、甲が秘密でないと判断した情報
- (5) 正当な権限を有する第三者から適法に取得したことを証明できる情報
- (6) 甲から開示された情報によることなく独自に開発・取得していたことを証明できる情報
- (7) 第三者に開示することにつき、書面により事前に甲の同意を得た情報（ただし、甲が同意した特定した特定の第三者に対して情報を開示する場合には、当該第三者に対する情報の開示についてのみ本条に規定する秘密保持義務が免除されるものとする。）

2 乙は、本契約の終了時（中止若しくは解除の場合を含む。）、又は甲が求めた場合、甲の指示に従い、秘密情報を甲に返却、再生不可能な状態に消失又は廃棄の上その旨を証する書面を甲に報告するものとする。

3 乙は、秘密情報の漏えい、滅失及び毀損等の事故が生じたときには、直ちに甲に対して通知し、秘密な措置を講じるとともに、その事故の発生から7日以内に、その事故の発生場所及び発生状況等を詳細に記載した書面をもって甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。また、甲から情報の管理状況等の確認を求められた場合は、速やかに報告するとともに、甲は、必要があると認めるときは、乙における情報の管理体制、管理状況等について、調査することができる。

4 本件業務の全部、又は一部を第三者に再委託する場合、乙は当該再委託先等に対し、第1項から前項に定める措置を遵守させるものとする。

(個人情報の取り扱い)

第24条 個人情報に関する契約条項については、別添1「保有個人情報等の取扱いに関する特約条項」によるものとする。

(談合等の不正行為)

第25条 談合等の不正行為に関する契約条項については、別添2「談合等の不正行為に関する特約条項」によるものとする。

(暴力団排除)

第 26 条 暴力団排除に関する契約条項については、別添 3 「暴力団排除条項」によるものとする。

(障害発生時の対応)

第 27 条 乙の提供するクラウドサービスにおいて障害が発生した際における対応については、別添 4 「障害発生時に係る特約条項」によるものとする。

第 5 章 雑則

(存続規定)

第 28 条 甲及び乙は、本契約を完了若しくは中止し、又は本契約が解除された場合であっても、次に掲げる条項については、対象事由が消滅するまで、引き続き効力を有するものとする。

第 13 条ないし、第 16 条、第 20 条、第 21 条、第 23 条ないし第 27 条、本条、第 29 条ないし第 32 条

(紛争の解決)

第 29 条 甲及び乙は、本契約の履行に関し、紛争又は疑義が生じた場合は、その都度協議して円滑に解決するものとする。

(準拠法)

第 30 条 本契約は、日本法に準拠し、日本法に従って解釈されるものとする。

(裁判所管轄)

第 31 条 本契約に関する紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(言語)

第 32 条 本契約が他の言語に翻訳され日本語のテキストと翻訳された言語のテキストに相違が存在する場合、日本語のテキストが優先されるものとする。

保有個人情報等の取扱いに関する特約条項

(善良なる管理者の注意義務)

第1条 乙は、本契約に関連し、甲から委託された、又は取得した個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第2条第1項に規定する「個人情報」をいう。）、仮名加工情報（個人情報保護法第2条第5項に規定する「仮名加工情報」をいう。）、匿名加工情報（個人情報保護法第2条第6項に規定する「匿名加工情報」をいう。）並びに特定個人情報等（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する「個人番号」及び同条第9項に規定する「特定個人情報」をいう。）（以下「本件個人情報等」という。）については、善良なる管理者の注意をもって取り扱わなければならない。

(安全確保の措置)

第2条 乙は、本件個人情報等の漏えい等の防止のため、適切な措置をとらなければならない。

2 乙は、特定個人情報等の取扱いに関する事務取扱責任者を設置するとともに、特定個人情報等を取り扱う役員及び従業員（以下「役員等」という。）並びに役員等が取り扱う特定個人情報等の範囲等を明確化するものとする。

(再委託)

第3条 乙は、本件個人情報等を取り扱う業務を第三者（委託先の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する「子会社」をいう。）である場合も含む。）に再委託する場合、事前に甲の承認を得るとともに、本特約条項に定める、甲が乙に求めた個人情報等の適切な管理のために必要な措置と同様の措置を当該第三者も講ずるように求め、かつ当該第三者が約定を遵守するよう書面で義務づけなければならない。承認を得た再委託先の変更並びに再委託先が再々委託及びそれ以下の委託を行う場合についても同様とする（以下、本条において承認を得た再委託先、再々委託先及びそれ以下の委託先を総称して「再委託先等」という。）。

2 乙は、前項の承認を受けようとする場合には、甲が指定する様式により個人情報等取扱業務の再委託に係る承認申請を甲にしなければならない。甲は、承認をする場合には、条件を付することができる。

3 乙は、委託する業務に係る本件個人情報等の秘匿性、内容、量その他情報の性質に応じて、再委託先等における管理体制、実施体制及び個人情報の管理の状況について、少なくとも年1回以上、原則として実地による検査等により確認しなければならない。

(本件個人情報等の利用及び第三者への提供)

第4条 乙は、本件個人情報等を甲が示した利用目的（特に明示がない場合は本契約の目的）以外の目的で利用してはならない。また、乙は、本件個人情報等を第三者へ提供又は漏えいしてはならない。

2 乙は、本契約の履行に必要な場合を除き、乙の事業所から本件個人情報等を持ち出してはならない。

- 3 乙は、本件個人情報等の入力・閲覧・出力できる作業担当者及びコンピューター端末を限定するものとする。
- 4 漏えい等による被害発生リスクを低減する観点から、利用目的、業務の内容、個人情報の秘匿性等その内容などを考慮し、必要に応じ、氏名を番号に置き換える等の匿名化措置を講ずるものとする。

(本件個人情報等の複製等)

第5条 乙は、本件個人情報等を複製する場合には、あらかじめ、書面により甲の承認を受けなければならない。

(本件個人情報等の管理状況についての検査)

第6条 乙は、役員等に対する監督及び教育、契約内容の遵守状況その他これに準ずる本件個人情報等の管理につき、定期的に検査を行う。

- 2 甲は、特に必要と認めた場合には、乙に対し、本件個人情報等の管理状況に関し質問し、資料の提出を求め、又はその職員に乙の事業所等の関係場所に立入調査をさせることができるものとする。

(本件事故等の発生時における報告等)

第7条 乙は、甲が求める場合、本件個人情報等の管理状況（本特約条項で定める事項の遵守状況を含む。）を適宜又は定期的に報告しなければならない。

- 2 本件個人情報等に関する事故等が発生した場合には、乙は、速やかに、その内容を甲に報告しなければならない。

(契約解除の措置等)

第8条 甲は、乙が法令に違反する場合又は正当な理由なく本特約条項の全部若しくは一部を履行しない場合、事前の催告なく、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- 2 甲は、乙が法令に違反する場合又は正当な理由なく本特約条項の全部若しくは一部を履行しない場合、本契約を解除するか否かにかかわらず、乙に対し、損害賠償請求できるものとする。

(委託終了時における個人情報等の消去及び媒体の返却)

第9条 乙は、本契約の履行が終了した場合又は甲が請求する場合、本件個人情報等及び本件個人情報等を記録した媒体を甲に返却、消去又は廃棄しなければならない。また、甲が求める場合、乙は、甲に対し、それらを実施したことを証明する書面及び資料を提出するものとする。

(法令及び特約の優先)

第10条 本特約条項と異なる取扱いが法令により認められている場合又は本特約条項と異なる取扱いをする旨別途明示的に合意した場合は、法令又は当該合意が本特約条項に優先して適用されるものとする。

談合等の不正行為に関する特約条項

(談合等の不正行為に係る解除)

第 1 条 甲は、本契約に関して、乙が次の各号の一に該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。）に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 7 条又は同法第 8 条の 2（同法第 8 条第 1 号若しくは第 2 号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第 7 条の 2 第 1 項（同法第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第 7 条の 4 第 7 項（同法第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。）若しくは第 7 条の 7 第 3 項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- (2) 乙又は乙の代理人が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 若しくは同法第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき（乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）。

2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第 7 条の 4 第 7 項又は第 7 条の 7 第 3 項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第 2 条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金（損害賠償金の予定）として、甲の請求に基づき、契約金額の 100 分の 10 に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第 7 条又は同法第 8 条の 2（同法第 8 条第 1 号若しくは第 2 号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
 - (2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項（同法第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
 - (3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第 7 条の 4 第 7 項（同法第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。）又は第 7 条の 7 第 3 項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - (4) 乙又は乙の代理人が刑法第 96 条の 6 若しくは同法第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号の規定による刑が確定したとき。
- 2 乙は、前項第 4 号に規定する場合に該当し、かつ次の各号の一に該当するときは、前項の契約金額の 100 分の 10 に相当する額のほか、契約金額の 100 分の 5 に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）及び第7条の3規定による納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
 - (2) 当該刑の確定において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
 - (3) 乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。
- 3 乙は、契約の履行を理由として、前各項の違約金を免れることができない。
 - 4 第1項及び第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償をすることを妨げない。

（違約金に関する遅延利息）

第3条 乙が前条に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、当該期日を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額の遅延利息を支払わなければならない。

暴力団排除条項

(属性要件に基づく契約解除)

第1条 甲（発注者をいう。以下同じ。）は、乙（契約の相手方をいう。以下同じ。）が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて甲又はその職員の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第3条 乙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

- 2 乙は、前2条各号の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）を下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。）及び再受託者（再委託以降のすべての受託者を含む。）並びに乙、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

(下請負契約等に関する契約解除)

第4条 乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

第5条 甲は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第6条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

障害発生時における特約条項（案）

（情報提供体制の整備）

- 1 乙は、障害発生時の連絡に係る体制をあらかじめ明確にし、甲に通知するものとする。なお、この連絡体制は、乙の提供するクラウドサービスやサポートサービスの利用等を基本としつつ、乙が合理的な努力により提供するその他の連絡手段を含むものとする。
- 2 具体的な情報提供手順については、第2条及び第3条に掲げるもののほか、甲と乙で協議のうえ、障害の規模や性質に応じた適切な手順を整備するものとする。

（障害発生時における情報提供）

- 第2条 甲が障害の発生を認識し、前条に基づき通知された連絡先に対して情報提供を依頼した場合、乙は前条に基づき通知された体制に従って、可能な限り速やかに情報提供を行うものとする。
- 2 甲の認識を問わず、乙において甲に連絡すべき事象と判断した場合は、速やかに情報提供を行うものとする。なお、この情報提供は乙の整備するウェブサイト上での掲示によることも可能とする。
 - 3 前2項による情報提供を受けたあと、甲から追加的な情報提供を求める場合においても、乙は前条に基づき通知された体制に従って、可能な限り速やかに対応するものとする。

（情報提供内容）

- 第3条 第2条における情報提供については、調査の進行に応じ、事象の原因、当該事象による影響を受けた範囲、発生日時、回避策等の情報を可能な限り含めるものとする。
- 2 甲が、乙に対し事象発生から収束までの経緯、根本原因、影響を受けた範囲、再発防止策等の情報を含めた報告書の提出を求める場合、甲と乙は協議を行い、提出の有無を決定するものとする。

（利用者への情報提供）

- 第4条 甲による本契約第12条に掲げる利用者への情報提供については、甲と乙の間で協議を行い、利用者への情報提供の実施の必要性、対象となる利用者の範囲、情報提供の内容、実施方法等を判断するものとする。
- 2 第3条第2項における報告書を利用者へ提供する際は、甲は事前に乙の承諾を得なければならない。

（秘密保持義務の適用）

- 第5条 甲に対してのみ直接提供する場合を除き、本特約条項に基づき乙が提供する情報のうち甲の秘密情報については、本契約第23条が適用されるものとする。

（法令及び特約の優先）

- 第6条 本特約条項と異なる取扱いが法令により認められている場合又は本特約条項と異なる取扱いをする旨別途明示的に合意した場合は、法令又は当該合意が本特約条項に優先して適用されるものとする。

